



清原交番だより

宇都宮東警察署
清原交番
令和8年8月号

道路交通法施行令が改正されます！！

交通事故防止を目的として道路交通法施行令が改正され、**令和8年9月1日** 中央線の設けられていない一般道路(生活道路)の法定速度は

30km/h

となります。

一方、中央線のある一般道路の法定速度は従来とおり**60km/h**で、生活道路にあっても**最高速度標識**や**標示**がある場合は、その**指定速度**が適用されます。

この改正は、生活道路における歩行者や自転車の安全を確保し、交通事故、とりわけ**重大事故**の発生を抑止することを目的として実施されるものです。

速度を抑えることで運転者が危険を回避しやすくなるほか、**事故発生時の被害軽減**も期待されています。



災害に備えましょう！！

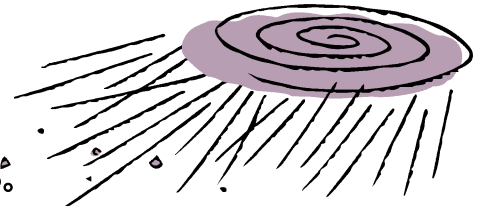


全国的に**台風・ゲリラ豪雨等による災害**が発生しています

平素から災害に対する備えをするとともに、

- ・ 台風の接近が予測されるときには、早めに準備をする
- ・ 集中豪雨の場合、少しでも異常や危険を感じたら、すぐに避難する。
- ・ 単独で行動せず、隣近所と声を掛け合い集団で避難する。
- ・ 車で避難せず、徒歩で避難する。

などの注意点を守り、災害が発生した際には早めに安全な場所に避難してください



【第2回】警察官採用試験の実施について

- ◎第1次試験 9月20日(日) 栃木県警察学校
- ◎受付期間 7月10日(金)午前8時30分から8月17日(月)午後5時15分まで
- ◎申込方法 インターネット申込み
- ◎採用予定日 令和9年(2027)年4月1日

【令和8年度試験の主な変更点】

- ・ 「SPI区分」の導入
→1次試験で「教養試験」又は「基礎能力検査」が選択可能
- ・ 試験資格(年齢上限)の緩和
→33歳未満から35歳未満に引上げ
- ・ 資格加点対象の拡大について
→スポーツ競技区分に空手道を追加

詳しくは栃木県警察ホームページをご覧ください

お問合せ先:フリーダイヤル 0120-48-6106

